

ほどに力を入れて上衣をつまんでいたように見える可能性がありました。そのため、背の高い男性警察官が被害者役をしていたため、ややかがんで後ろに傾いたものであり、Bさんが傾いたわけではないことを、Aさん自身に語ってもらいました。

また、Bさんによる暴行についても詳細に捜査報告書も用いて説明してもらいました。さらに、捜査段階では上衣をつまんだことについて警察官や検察官から詳しく聞かれていないことについても、語ってもらいました。

検察官の求刑は罰金5万円、弁護人は無罪を主張して結審しました。

4 判決

「被告人は無罪。」と聞いたとき、驚きやら安堵やらで体の力が抜けていったのを感じています。

無罪判決の論理は、AさんがBさんの衣服を引っ張ったことは、身体に対する物理的な影響が及ぶ程度であったとは認められず、そのような行為に暴行罪は成立しない、というものでした。

幸い、検察官からの控訴はなく、無罪判決は確定しました。

本件については、検察が、一連の暴行ないし傷害事件のうち一部分のみを切り取って起訴するという、無理な起訴をしてしまった事案だと考えています。その結果、半年以上の長期間、無実の方に刑事事件の被告人であるという負担をかけてしまうことになりました。検察において、起訴不起訴の判断をより一層慎重に行うことを希望します。

生きることに困難を抱えた被疑者・被告人に対する心理的支援 ～(一社)共生支援レジリエンスの活動について



刑事委員会 委員 上月 健輔

★緒言 (刑事委員会 委員 上月健輔)

刑弁ニュースの前号に寄稿させていただいたように、当職は、高齢者・障がい者等の、生きることに困難を抱えた被疑者・被告人に対して、福祉専門職等と連携した「支援に結びつく刑事弁護」に積極的に取り組んできたと自負しています。

しかし、表見的には、福祉的支援が必要でないように見える、しかし誰かが、「寄り添って」いけないと、危ない、、と思われる被疑者・被告人も多々います。

例えば、恵まれた環境で生育し、人から羨ましがられるようなキャリアや学歴を持ちながら、社会の「壁」にぶち当たって挫折したため、周囲に対する憤りを抱いてしまい(被害者にとっては「理不尽」な)犯罪を引き起こすに至った、そのような被疑者・被告人に何度も出会いました。

そんな人たちに出会う都度、当職は、尾羽打ち枯らして東京から岡山(備前)に流れ着いた若い日の自分の姿が思い出され、単純に「ケシカラン!」と非難する気になれなくなります。

肉体的な飢餓から食べ物を盗んだ人に対して、刑務所にぶち込んで無理やり「矯正教育」を施しても意味ないでしょう。それと同様に、「心の飢え」から犯罪に至った人に対する刑務所での「矯正教育」は無意味だと感じます。このような人たちにとって、本邦の留置場、拘置所、刑務所での劣悪処遇は、彼らの「自尊感情」を徹底的に傷つけ、より怒りをたぎらせる結果しかもたらさないのではないかとさえ思われます。

しかし、弁護人として彼らに接する当職にできることは、ほとんどありません。彼らが、当職に求めるものは「保釈が取れるか」、「執行猶予はもらえるか」、「刑期はどれくらい短くできるか」といったぐいであり、その都度、当職は、彼らの意に反する「冷たい」回答をせざるを得ないのです。

そして、判決が下りれば、弁護人の任務は終了します。

弁護人が彼らの人生に「寄り添い」、更生(=生き直し)に寄与できることは、残念ながらほと

んどありません。

そんな煩悶を抱えている中、心ある心理職・カウンセラーの方々の協力により、被疑者・被告人、あるいは在監者や刑余者に対して、継続的にカウンセリングを軸とした心理的支援を実施していくとする組織が結成されました。

団体の名は「共生支援レジリエンス」と言います。

この組織の目的は、「心理、カウンセリング、福祉、その他の専門的知識や技術を用い、人権及び多様な価値観が擁護される地域共生社会の発展を目的に、心理的支援を行う」というものであり、「心の飢え」を抱えて犯罪を引き起こすに至った人たちに「寄り添う」活動が期待されます。

レジリエンスとは、困難をしなやかに乗り越え回復する力と訳されます。困難におち当たった時、「へこむ」ことは当然であり、非難されるべきではありません。「へこん」でも、回復していく力さえあれば、いずれは困難を乗り越えていけます。犯罪や受刑は、たとえ「強い」と自負する人でも「へこませる」ものです。しかしその「へこみ」から回復していきける力を持ってほしい、その回復のための寄与をしたい、そういった願いから、法人名に「レジリエンス」が付け加えられたのです。

今回、一般社団法人共生支援レジリエンスの会員である畑田典子氏から、寄稿を頂戴いたしました。当会会員各位には、ぜひ、共生支援レジリエンスの活動に興味・関心を持っていただき、心の飢えを抱えた人への心理的支援の道を共に切り開いていただきたい、と考えております。

★本論（畑田典子カウンセラー）

私は、2018年にカウンセラー資格を取りましたが、それまでは産業分野の関わりのみで、所属している企業の従業員の相談を受ける身でした。資格取得後は退職し、フリーランスとして、県の就職支援施設や、一般の方のカウンセリングをするようになりました。相談の内容は、仕事の話を中心に、恋愛や介護など、生きることにまつわる話を多岐にわたってお聞きしました。

このように、数年間、カウンセリングの実践を重ねるにつれて、「本当にカウンセリングが必要な人には、カウンセリングは届かないのでは、、、」と考えるようになっていました。例えば「誰かが側にいれば罪を犯す事は無かったのに」という人には、当然庇護してくれる人もおらず、カウンセ

リングどころではない生活を送られている方が多いとおもわれます。他にも、自殺未遂を繰り返す人も、ふと襲って来る希死念慮に勝てず、カウンセリングが間に合わない事も多いでしょう。また、今日の食事に困る人にとっては、カウンセリングに時間とお金を投資する余裕ないと思われます。

これは一例ですが、私は、孤独・孤立の中で罪を犯してしまったり、自殺企図を繰り返してしまう人などを単純に、「本人のせいだ」と思う事がどうしても出来ません。また、他方で一概に社会のせいだと言いきれないとも思っています。人格形成期において社会生活に生きる土台を必要程度築けていない人は、社会で困難に巡り合う事が多く（困難を解消出来る経験や能力が無いということでもある）、それは本人にとって「生きづらさ」と感じるものです。生きづらさ自体を自覚する機会に恵まれなければ、それが生きづらさと分かる事もなく、内省をする機会を与えられなかった人もまた多いのです。

カウンセリングは、この、本人が生きづらさを自覚すること、そしてその原因を内省していくことに寄与できると確信しています。

しかし、彼・彼女らがカウンセリングというツールを知らなければ、基本的に待つ姿勢である我々カウンセラーはお手上げ状態です。こちらから行くにしても、どこに「生きづらさ」を抱え「困難」に陥った人がいるのか、全く判りません。

カウンセラーには何が出来るのか、考えていた時に、上月弁護士に出会いました。

上月弁護士は、刑事事件の国選弁護を積極的に受けられており、上述したような「カウンセリングが届かない人」に接する機会が多くあったそうです。そのような被疑者・被告人の方の陥っている状態をお伺いしたとき、彼らにはカウンセリング・心理的支援が必要だ、と強く思われました。そして、上月弁護士からいくつかの案件を依頼され、それぞれに生きづらさを感じている方の支援を開始しました。

今年になって、弁護士会において「罪に問われた障がい者等の刑事弁護等支援制度」が策定され、更生支援活動を行っている団体を含む福祉専門職等が被疑者・被告人・少年保護事件の対象に対して行う支援に対して費用面での補助を行うことが可能となりました。この支援のうち、心理的な支援の受け皿として、私たちが立ち上げたのが、一般社団法人共生支援レジリエンスです。

現在、「罪に問われた障がい者等の刑事弁護等支援制度」を利用し、共生支援レジリエンスの活動として、継続的なカウンセリングを受けていただいている方がおられます。

あるクライアントは、今まで精神面で非常に強い思いを持って生きてこられた方です。しかし、あるトラブルがきっかけで暴力事件を引き起こしてしまい、警察署で拘留されたときに、「混乱する」という思いを初めて感じられたようです。留置場の中で初めて弱い自分を感じ、弁護人の上月弁護士から「カウンセリングというものがあるよ」と聞かされて、受けてみたいと願い出られました。

お話を伺いして、この方の生育環境からして、いままで生きることに必死であったことは十分に理解出来ました。弱い自分を感じている暇もなく、立ち止まっている時間も余裕もないまま、大人になるまで走り続けてこられたこの方は、自分の「正義」を貫き通す事が良い事と思っていたものの、その「正義」は他人にとっては酷く圧迫的であり、それを受け入れる力がある人ばかりではないのかもしれない、と気づいたようです。初めてお会いした時には、その思いを抱えてうなだれていました。そして私たちのほうを向いて、「変わりたいのです」と言われました。

そこからカウンセリングが始まり、幼いころの家族の話や、どのように育ってきたか、何を大切に思ってきたか、どのように行動してきたか、堰を切ったように話す中で、涙が止まらない時間を過ごしました。今は感情的には安定しているものの、体調が不安定で、体調を整えるようなカウンセリング内容に移行して様子を見ています。ここまでに重ねてきたカウンセリングは10回ほどになります。

また、他のあるクライアントは、長く刑務所に居て、出所してすぐに再犯してしまい、実刑判決を受けて現在服役中です。そのクライアントは、

継続的にカウンセリングが必要だと自覚したので、1ヶ月に1回お話を聞く機会を設けています。服役の関係で社会人として成熟する時期を未経験のまま今に至るので、家族関係の問題点やこの先必要な就労観に注目してカウンセリングを実施しています。

私は、上月弁護士から依頼があった時まで、刑事罰に関わる人のカウンセリングを実施したことはありませんでした。実際に支援をするとなると、今までの産業分野とは違う知識が求められるのだろうと思い、自分に出来るのかどうか葛藤する時間を過ごしました。カウンセラーの倫理の中に、「自分の能力を超える支援を引き受けない事」とあることを念頭に、一度会ってみて私に出来る事が無ければ、全力で彼らの支援が出来る人を探そう、と決めて臨みました。しかし実際に会ってみると、彼らは純粋に「心理的支援」を必要としており、カウンセラーの基本であるところの「傾聴」が一番強く求められていると感じました。

そして依頼があるたび、刑余者や障がい者の方の支援をしてきましたが、いずれの方も「自分のためだけの時間」を過ごされることで何かが変わるので、カウンセリングの中で殊更に罪や障害に注目することもなく、お気持ちを全身全霊で傾聴しています。

刑余者の再犯を防止するには、また、生きづらい人が自分らしく生きていくためには、お金、仕事、そして「話を聞いてくれる誰か」が必要です。人間として純粋に求めていることが、彼らには与えられる機会が少ないのです。

お金と時間を使って自分の力でカウンセリングを求められる人は、安定する状態を長くもつことが出来ます。そうではなく、このお話に出てきたような人たちに支援が届く態勢を作るために、私達レジリエンスのカウンセラーは、微力ながら力を尽くしたいと思っています。

